

会 議 録 目 次

平成30年第1回海田町議会定例会（第4日目）

平成30年3月19日（月）午前9時00分 開議

日程第1	同意第2号	教育長の任命の同意について……………	4
日程第2	第13号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第3	第14号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第4	第15号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第5	第16号議案	海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第6	第17号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第7	第18号議案	海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第8	第19号議案	平成30年度海田町一般会計予算……………	6
日程第9	第20号議案	平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	6
日程第10	第21号議案	平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	6
日程第11	第22号議案	平成30年度海田町介護保険特別会計予算……………	6
日程第12	第23号議案	平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	6
日程第13	第24号議案	平成30年度海田町水道事業会計予算……………	6
		(閉 会) ……………	24

平成30年第1回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成30年3月6日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月19日(月)9時00分宣告(第4日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

5. 不応招議員(1名)

2番 竹本 誠

6. 出席議員(14名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員(2名)

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	西田 祐三
副町	長	胡家 亮一
企画部	長	鶴岡 靖三
総務部	長	丹羽 勤
福祉保健部	長	湯木 淳子
建設部	長	久保田 誠司
総務部	次長	門前 誠司
福祉保健部	次長	伊藤 仁士
建設部	次長	龍岩 広幸
企画課	長	山崎 純
魅力づくり推進課	長	宮垣 将司
財政課	長	吉本 真人
税務課	長	近森 茂
生活安全課	長	脇本 健二郎
住民課	長	水川 綾子
社会福祉課	長	新藤 正敏
子ども課	長	森川 雅枝
保健センター	所長	森原 知美
建設課	長	木村 生栄
上下水道課	長	早稲田 誠
会計管理者		中下 義博
教育	長	田坂 裕一
教育	次長	石川 直之
学校教育課	長	小林 伸二
生涯学習課	長	森原 宏生

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 同意第 2 号 教育長の任命の同意について
- 日程第 2 第13号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第14号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第15号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第16号議案 海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第17号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第18号議案 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第19号議案 平成30年度海田町一般会計予算
- 日程第 9 第20号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 第21号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 第22号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第12 第23号議案 平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 第24号議案 平成30年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至

る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、同意第2号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第2号、教育長の任命の同意について。教育長であります田坂裕一さんが、平成30年3月31日をもって任期が満了となることに伴い、教育長の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は佐々木智彦さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、同意第2号、教育長の任命の同意について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。平成30年3月31日をもちまして、田坂教育長の任期が満了となることに伴いまして、新たに佐々木智彦さんを教育長として同意をお願いするものでございます。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の町の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し、識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は3年でございます。

教育長の職務でございますが、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する者となっております。

それでは、佐々木智彦さんの経歴について御説明いたします。生年月日は昭和35年9月30日で、現在57歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和58年安芸郡坂町立小屋浦小学校勤務、平成4年安芸郡坂町立坂小学校勤務、平成8年広島県海田教育事務所指導主事、平成15年広島県呉・賀茂教育事務所管理主事、平成18年広島県教育委員会管理部教職員課管理主事、平成20年同管理部教職員課主任管理主事、平成22年広島県東部教育事務所教育指導課長、平成24年広島県西部教育事務所副所長、平成25年広島県教育委員会管理部教職員課人事管理監、平成26年から尾道市立土堂小学校長として御活躍されています。

教員としての経験、学校長として卓越した見識、県教育委員会で教育行政に携わってきた豊富な実績をお持ちで、これまで広島県教育委員会の立場から海田町の教育行政を

支援していただいた方でもあります。

現在の海田町教育行政を着実に引き継ぎ、更に発展させていく方であると判断し、教育長として任命の同意をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）個人的なことじゃけん、言われんでいいんじやが、今、海田中学出身じや言われたんじやが、海田中出身ということは生まれられたところも海田町かどうか、そこ1点だけお願いします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）すみません、私の説明がちょっと聞こえづらかったのかもしれませんが、安芸郡坂町立小屋浦小学校に58年に勤務されたということで、実際にお生まれになったところまではよく分かりません。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）よく分かりませんが、出身地ぐらいは調べちゃった方がいいじゃないかと思うんじやが、これは要らんことかどうかしらんが。

○議長（桑原）答弁は。総務部次長。

○総務部次長（門前）以後、気を付けたいと思います。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。同意第2号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号については、これに同意することに決定します。この際、御紹介を申し上げます。ただいま任命の同意をいたしました佐々木智彦さんが本日来庁されておりますので、本席に招致したいと思います。

佐々木さん、入場してください。

(佐々木氏 入場)

○議長（桑原） それでは、佐々木さんより発言の申し出がございますので、これを許します。佐々木さん、どうぞ登壇ください。

○（佐々木） この度、海田町教育委員会教育長の任命同意を頂きました佐々木智彦でございます。議員の皆様方から任命の同意を頂きましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

海田町では、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒の育成を目指し進めてこられました学校教育、人がつながり、夢を育むことを柱とした生涯学習、それぞれの分野で多くの成果を挙げてこられたものと存じ上げております。

私といたしましては、これまでに積み重ねてこられました道筋をしっかりと踏まえまして、本町教育の更なる充実発展に、微力ではございますが全力を傾注してまいり所存でございます。

議長はじめ、議員の皆様におかれましては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（桑原） 佐々木さんには、明日の未来を担う本町の子どもたちのために、教育長という重要な職務に尽力をいただきたいと思います。佐々木さん、どうぞ御退場ください。

(佐々木氏 退場)

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） この際、日程第2、第13号議案から、日程第13、第24号議案までを一括議題といたします。去る3月8日、本会議において予算委員会に付託しました各案件について、委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。予算委員会崎本委員長。

○13番（崎本） 予算委員長の崎本でございます。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は平成30年3月8日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第13号議案から第16号議案までについては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第17号議案から第20号議案までについては、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

第21号議案から第23号議案までについては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第24号議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第13号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。反対討論、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第13号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

この議案は、葬祭費の増額も含まれておりますけれども、これまで町が行ってきた国保の運営について、来年度から都道府県が権限を持つことになる国保の県単位化にする条例ですので反対をいたします。

加入者が低所得者であるのに、国保税が高くなるという構造的な問題を解決するものではありません。県が財政を握るということにより、医療費の適正化、つまり医療費の削減を願うものです。

また、この条例を施行し、実務を行うための広島県国民健康保険運営方針に国保法の第1条に明記されている社会保障であるのにもかかわらず、被保険者に相互扶助の精神を強調し、国や行政の責任を曖昧にしていることは大きな問題です。相互扶助とは戦前の旧国保法にある文言であり、戦後、新憲法の25条に社会保障の概念が記述され、1958年国保法全面改正、1961年から国民皆保険制度が社会保障としてスタートしたのです。この相互扶助の精神は憲法の流れに逆らう時代錯誤です。

今の安倍政権下、負担増、サービス削減政治から、町民の命や健康を守ることが県の役割とするならば、市町村から財布を取り上げ、助け合いの精神を運営の柱にするにはあってはなりません。

全国的に3,400億円が投入されますが、そもそも国保への国費は5割強から2割近くまで削減をされてきました。

来年度は、広島県でも多くの市町で一旦保険料や保険税は下がりますが、市町は県に納付金を100パーセント納付することから、この先、永遠に保険料が上がり続ける仕組みが構築されます。県の国保運営は、市町が、保険税が上がるのを抑えるために、一般会計から国保会計に繰り入れを止めさせることなど、期日を示してまで目指すとしています

来年度からは、県の国保運営方針による財政管理、医療適正化計画による医療給付費の抑制などが一体的に進められます。これらのことは国による医療費削減を目的としたものであり、町民から医療給付を奪うことでもあることから、国保の県単位化のためのこの第13号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成討論、大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。第13号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

先ほど、岡田議員が言われましたが、反対で、私は、今回の改正で県単位化に伴い、財政が安定するものと考え、この条例に賛成いたします。

どうか御賛同の方をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第13号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案について委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。反対討論、岡田議員。

○11番（岡田）11番議員、岡田です。第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の制定について反対討論を行います。

先ほど述べましたけども、1961年開始の現在の市町村運営である国民健康保険制度が誕生して60年近くになりますけども、その運営主体が変わる大改革が行われるのがこの4月からの国保制度の都道府県化であります。国民健康保険制度が長期にわたり、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に貢献をしてきました。重要な制度であるということはあるまでもありません。

しかし、現在、市町村で運営をなされている中で、保険税を値上げせざるを得ないとして、値上げが進んでいて、もうこれ以上値上げられない、基金を崩せ、法定外繰り入れをせよと、運営が大変で苦慮しているというのが現実です。

高過ぎる国民健康保険税を払い切れない世帯が相次ぎ、正規の保険証を取り上げられ、必要な医療が受けられない人たちが後を絶たないということが今でも大きな問題になっています。国の公費を入れて、少なくとも初年度は保険税を値上げせずに済むようにと手立てがされています。

しかし、被保険者の1人当たりの保険料収納額が平成28年度決算ベースで11万4,534円です。統一保険料率ベースの保険料収納必要額は被保険者1人当たり13万3,180円と算定され、平成28年度決算ベースと比べ、1万8,746円、16.3パーセントの増となっております。

県の激変緩和措置後の保険料収納必要額は1人当たり11万7,226円で、平成28年度決算ベースと比べても、2,692円、2.5パーセントの増となっております。

町における平成30年度国民健康保険税の税率は県から示される納付金、市町村標準保険料率を踏まえ、町独自の激変緩和措置を行った上、保険料収納額を確保できる保険料率は11万9,131円と示されました。

しかし、医療費は医療の高度化などに伴い、毎年2パーセント伸びがあるとされております。それは考慮されておらず、6年間の激変緩和措置が終わると、大幅に保険税が上がると予想されます。保険税の滞納、払えない世帯が増えて、必要なときに必要な医療を受けられない人たちが出てきます。

国保加入者は中小業者や高齢者など所得の低い人が多いため、高い国保税が家計を圧迫し、厳しい生活を強いられています。払える保険税にするために、相互扶助の精神ではなく、国保法の1条に示してある憲法25条の社会保障の制度として国や県が国保会計に思い切った財政支援をしなければ、いくら国民健康保険税課税目的を変更しても、ま

ともな公的制度にはなりません。

今、進められている内容では、国民健康保険の課題は解決されないことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成討論を許します。下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

高齢長寿命社会を迎え、医療技術の高度化もあり、1人当たり医療費の増大は避けられない。国の厳しい財政状況下、現行の国民健康保険制度を維持していくためには、被保険者の必要最小限の負担増はやむを得ない。この度、制度を安定的に運営していくために県単位化が行われ、県内どこに住んでも同じ負担の方針の下、統一保険料率の考えが示された。本来、被保険者1人当たり16パーセントを超える大幅増となるところ、当町は激変緩和措置対象となり、2.35パーセント増で済んだ。将来、応能部分について資産割を廃止し、所得割に一本化することから所帯によっては著しい負担増となるケースもある。海田町は対応策として6年掛けて一本化するという激変緩和措置を2段階目で導入した。このように細やかな配慮を織り込んだ上での保険税率の変更は受け入れざるを得ない。

よって、本改正条例案に賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第14号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がありますか。反対討論ですか。佐中議員。

○15番（佐中）議案第15号、介護保険条例の一部改正について反対討論を行います。

議会が開かれるたびに、介護、国保、後期高齢の医療保険料や税の負担増が提案され、議会の審議もその内容での審査や意見、質疑しかありません。法に基づくもの、県の条例に基づくものと提案をされ、被保険者はそれに従わなければならないように制度的に仕組まれております。

そのため、今の政権を支持する議員や町長は主権者の住民の立場に立たず、政府や大企業有利の政治を推し進めている政権政治の言いなりになり、提案をされ、可決をされ、実施されております。

そうなれば、いくら議案の審査、審議をしても、結果は住民に負担増を押し付ける仕組みになっております。事務職員だけ置けば政治家は不要です。その結果、議会は要らない、町長も要らないということにつながります。

ですから、私はいつも一般質問で、平和や暮らしや民主主義や国政と地方政治、また地方政治の役割や目的を議会が開かれるたびに町長の見解を質している訳です。町長が本当に住民の立場に立てば、制度の改善を要求し、値上げに反対をする意思や姿勢を示し、だけれども、当面は現在、別にその制度の代わりがないから提案せざるを得ないというような考えや発言があればある程度理解できますが、国や県の言いなりになり、その方針に迎合して、当たり前のように提案をしておられます。

たった国民の1パーセントにも満たない財界や大企業を中心に有利な政治を行い、減税に減税され、輸出した場合は輸出払戻金という税の還付金は、海田税務署は赤字になるほど大幅に配慮しております。

また、財界や投資家には高配当、その配当の課税は大幅に減税をして配慮し、企業の内部留保金は上位45社で総額550兆円膨らみ続けております。上場企業は過去最高となっております。

東北の復興税にしても、個人に課せられる所得税と住民税、法人に課せられる法人税の復興税分は、増税は所得税が25年間、住民税が10年間続き、一方法人増税は企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするという理由で、13年12月閣議で3年から短縮、2年で負担を止めております。

私はいつも住民の立場に立ち、地方自治の目的の福祉の増進を主張しておりますが、逆に福祉の後退、福祉の増進ではなく福祉の減進につながっていると思います。

私どもが住民負担増や増税に反対すると、議案に賛成しないのが悪、反対するのが悪

という気まずい雰囲気もあります。政治は誰のためにあるのか、選挙権のない企業ではなく有権者は町民であります。国民であります。

一般質問で町長は強い者の味方、弱い者の立ち場に立っていないという発言を私は感じて、いつも質しております。介護保険も負担割合は当初は17パーセントだったが、1パーセント分ずつ引き上げて、第7期で23パーセントとなり、10年間で大幅に値上げしております。また、これから支出します。

高齢化が進む、要介護者人口も増えているなどと言い、今の介護保険制度においても、保険料金が値上がりする仕組み、年金生活者にとって年金が減り続けているのに、家計に掛かる負担も多大で悲鳴を上げております。値上げする大きな理由は、介護報酬の改定による増とあり、高齢化の進行で介護サービスの利用が増え、給付費が増加することや事業者を支払う報酬が4月から0.54パーセント引き上げられるため、介護施設の整備を進めていくことも影響しております。

しかし、これらについては国や地方自治体の責任で行うよう制度の改善をすべきで、保険料に組み込む仕組みはますます料金にはね返ります。高齢化の増というのは、元々少子高齢化の大元は、世界の経済状況の要因の一つもありますが、大きくは小泉・竹中内閣で、郵政問題に隠れて雇用の形態を変えたことに大きな原因の一つでもあります。

町は町なりに基金を取り崩して努力をされております。2月20日の出納検査の基金は1億9,051万8,791円、そのうちの1億2,000万円を取り崩して、調整をし、5,862円に抑えられているのがその努力は認めるところでございます。基金がなければ6,390円の引き上げとなり、県内でも最高クラスとなります。

私の場合、65歳から、4期では1万4,000円増、5期目には所得段階が11になり、3万8,898円の増。今回では2,836円の増となります。

それも年金は連続して減額が続き、年金支給も65歳から、それでも否応なしに強制的に年金から引かれ、生活実態とは無関係であります。そのため、格差社会がだんだん広がり、挙句の果て、貧困層が急激に上昇しております。

また、平成31年10月には消費税10パーセントと予定されており、その消費税も100パーセント社会保障と国債返済とありますが、86パーセントが大企業の減税に充て、国全体で1,000兆円、国民1人当たり858万円の借金、ほとんどに充てられておりません。ますます増えております。

いろいろ発言をいたしました。制度の改善を強く求め、ますます負担増の提案に反

対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

日本では世界でも例を見ないスピードで少子高齢化社会が進行しています。2007年に高齢化率21パーセントを超える超高齢化社会に突入し、団塊の世代の年齢が75歳に到達する2025年には高齢化率が30パーセントを超えると予想され、人口減少が進む中、高齢者を支える社会保障費は増加の一途であります。

また、人手不足の介護業界の中で介護職員の待遇の改善についても、この第7期介護保険事業内容には含まれており、受益者負担の原則に従い、応分の負担を求めることは今後介護保険制度を持続可能なものとするため、保険料の値上げはやむを得ないことであります。

よって、第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。第15号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござい
ますか。反対討論、岡田議員。

○11番（岡田）11番議員、岡田です。第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を

改正する条例の制定について反対討論を行います。

この条例は、海田市駅南口土地区画整理事業に伴い、自転車、バイク駐輪場の変更に伴い、駐車料金を一時利用につき、自転車を現行の50円から100円に、バイクを100円から200円に引き上げるものですので反対をいたします。

平成16年に一時利用の自転車を100円から50円に、バイクを200円から100円に引き下げました。これに町民のみならず周辺自治体の海田市駅利用者に大変喜ばれました。多くの人たちが海田市駅を利用するようになりました。

今回の値上げの理由は、駐輪場の整備費と管理運営、修繕で受益者負担もお願いをするというものですけれども、町民サービスの立場に立って、従前の料金にすべきだと思います。

駅前には町の玄関口であるので、他の町と違うサービスを展開していると思われるような施策も必要だと思っております。

よって、自転車、バイク、駐輪場利用料金の引き上げのこの第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成討論許します。兼山議員。

○6番（兼山）6番議員、兼山です。第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

駅周辺の違法駐輪や歩道と二輪車の分離帯、架台、整備後、利便性が向上されたかどうかは、今後も検証していくことではありますが、従来の駐車可能台数は確保し、駅前ロータリーなど駐車禁止区域とした安全確保が最優先されること、数年間の収支バランスによっては従前の現行料金に減額する考えがあると答弁を得られました。

以上の理由から当面の値上げはやむを得ないといたしまして賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第16号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

もとい。討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第17号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第17号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第18号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第18号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、平成30年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第19号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第19号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第20号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第20号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。反対討論、岡田議員。

○11番（岡田） 11番議員、岡田です。第21号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算に反対をする討論を行います。この議案も国保の県単位化になる第13号議案、第14号議案とともに関連議案でありますので、反対をいたします。

県、国が行う制度改革の影響で県単位化に伴い、市町村国保財政の再編をすることにより保険税が上がり続けるもととなる予算であるので反対をいたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。下岡議員。

○7番（下岡） 7番、下岡です。第21号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

平成30年度国民健康保険予算の歳入に占める被保険者負担である国保税の比率は19.5パーセントである。約8割は税金や企業の健康保険組合等に依存している。相互扶

助の制度ではあるが、国保被保険者が一定程度の負担増を引き受けなければサラリーマン等から受益者負担の原則や税の公平性の観点から不満が予想される。減免対象者に対しても応能応益配分見直しによって配慮されたものになっている。最小限度の負担増を織り込んでいる本予算案は妥当である。保険給付費が前年予算対比17パーセント減っていることは、予算編成上疑問であるが、適切に対処されるものとして本予算案に賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第21号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。議案第22号、介護保険特別会計予算反対討論を行います。

改めて、介護保険制度のあり方そのものに問題があることを実感いたします。給付額は増えれば保険負担がどんどん増える仕組みになっております。今回で当初基準額2,911円が年金収入の増額は見込めない中で度重なる値上げはもう限界に来ております。保険料の負担に加え、利用料の負担も大きく、必要な介護が受けられない事態が起っております。

国に対してきっぱりと国の負担率を上げるよう強く求めること、町独自の保険料、利用料の減免制度の実施、あるいは充実を行い、町民の暮らしを守る立場に立つことを求めます。

介護保険は、介護の社会化、家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートいたしました。しかし、制度が開始から今日まで政府の社会保障削減の下、様々なサービス

切り下げと負担増が行われてきました。保険料は3年ごとの見直しのたびに値上げが続
き、高齢者の暮らしの厳しさに追い打ちをかけているものとなっております。

審議の中で、法に基づき提案をされている旨の答弁と、一部議員から法によるペナル
ティーなどあるかとの質疑で、あると答弁をされてきました。制度の仕組みや国の負担
を改善させなければ解決いたしません。

度々、保険料値上げが続く一方で、介護サービスでは特養老人ホームの入所は原則と
して要介護度3以上に限定され、施設入所についている低所得者の補助であった補足給
付の対象を縮小されました。要支援1と2の人の介護サービスは給付費から外され、1
割負担だった利用料に2割負担が導入されました。

びっくりするのは元厚生労働省の老健局長、介護保険サービスを主導した介護保険の
生みの親である堤修三氏は業界紙への寄稿文で、団塊の世代にとって介護保険は国家的
詐欺になりつつあると述べております。正に、安倍首相は介護離職ゼロを掲げておりま
すが、これでどうやって介護離職がゼロになるのでしょうか。正に口先だけで制度の矛盾
は広がるばかりであります。

祖父母などを介護する10代、20代の若者が増えていることも問題になります。また、
低い介護報酬によって、事業者の収入が減り、経営が破綻したり、撤退を余儀なくされ
たりする事例も増え続けております。更に、介護労働者の低賃金や荷重労働などによる
人手不足も深刻であります。介護報酬を引き上げて安定的な事業運営と労働者の処遇改
善を進めるべきであります。

介護制度の破綻は高齢者だけじゃなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現代の若
者、あるいは現役世代にも大きな影響を及ぼしております。全ての世代の生活を支え、
誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫負担金の増額や抜本的
な制度の仕組みのし直しが必要であります。

保険料の値上げが続く一方で、サービスの引き下げが行われ、介護を受けたくても受
けられないという様々な矛盾を生み出しているこれらの理由から本議案に反対するも
のであります。

以上で終わります。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。第22号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計予算に
ついて賛成の立場から討論を行います。

先ほど、第15号議案の賛成討論でも申し上げましたとおり、少子高齢化社会が進行している中、高齢者を支える社会保障費は増加の一途であり、保険料値上げは今後介護保険制度を持続可能なものとするためにはやむを得ないことであります。

よって、第22号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計予算について賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第22号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者多数）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。議案第23号、平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年度から始まり、ちょうど10年目に当たります。保険料は制度開始以来、5回目の値上げとなります。軽減特例の見直しをしておりますので、平成28年、29年度続けて連続して上げております。保険料は6万7,165円から29年度に特例見直しで2,846円引き上げて、更に7万11円となっており、今回、また653円引き上げて3年連続して引き上げ、今回、県平均の保険料は7万664円となります。均等割は705円増で所得割はマイナス0.21パーセントとしておりますが、653円と表面では余り影響ないように見えますが、これにはトリックがあります。特例減税見直しを平成29年度の予算議会に多数決で決めております。

皆さん、昨日の中国新聞には一面トップで36道府県、3面には膨らむ拭えぬ不安として財源の確保先送りとして、大きく報道をしております。現在、後期高齢者の53パーセントが特例措置として保険料の軽減を受けておりますけれども、政令改正によって平成

29年度から軽減措置が段階的に縮小、廃止をされると、後期高齢者の保険料はこれまでの2倍から10倍になってしまいます。

高齢者が増えれば自然的に値上げとなる、こうした後期高齢者医療制度には反対です。これは国の社会保障関連予算削減の一環で、年金を引き下げ、高齢者の保険料負担を増やすものです。内容は低所得者、年金のみで178万円以下に対する所得割の5割軽減を2割にして、18年度から廃止をする、被用者保険加入の元被扶養者に対する均等割、9割軽減、8.5割軽減を7割にするものです。

更に、今回、保険料の賦課限度額57万円から60万円に引き上げます。また、平成31年10月には消費税10パーセントと予想されております。更に大きく負担増となり賛成できません。消費税が増税され、年金が減らされる中、新たな保険料の引き上げは高齢者に大きな不安を与えるものとなります。

更に、元々医療給付費は公費で5割、現世代からの支援で4割、高齢者からの保険料で1割と、制度発足をいたしました。この1割負担、いわゆる後期高齢者の負担率は最初の2008年あるいは2,009年度は10パーセントであったものが、高齢者が増加したという理由で、2016年、2017年には10.99パーセントまで引き上げられました。

日本共産党は以前から後期高齢者医療制度はその仕組みとして後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の制度であると指摘をしております。

よって、保険料負担増含む議案第23号に反対をするものです。

以上です。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。前田議員。

○14番（前田）高齢者の医療費が年々増大をしております。しかし、医療の制度をなくすることはできません。受益者の応分の負担をお願いするものであることから、本案に賛成するものであります。議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第23号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑原) 起立多数と認めます。よって、第23号議案は委員長の報告とおりに可決されました。

続いて、第24号議案、平成30年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござい
ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第24号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第24号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、慣例により、海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局。

○事務局長(中川) それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。

勤続10年表彰でございます。桑原公治議員。副議長からお願いいたします。

(副議長 表彰状朗読)

(拍手)

○事務局長(中川) 続きまして、勤続20年表彰でございます。多田雄一議員。

(議長 表彰状朗読)

(拍手)

○事務局長(中川) 続きまして、勤続25年表彰でございます。崎本広美議員。

(議長 表彰状朗読)

(拍手)

○事務局長(中川) 続きまして、金婚祝い金の贈呈でございます。久留島元生議員。

(拍手)

○事務局長(中川) 以上で表彰式を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）ここで3月31日をもって退任をされます田坂教育長から発言の申し出がございますので、これを許します。教育長。

○教育長（田坂）貴重なお時間を拝借いたしまして恐縮でございます。教育長の田坂裕一でございます。私こと、本年3月31日をもちまして、任期満了に伴い、退任することとなりました。自分に与えられた時間の中で先輩方の作り上げてこられた海田町の教育の継承と発展のために全力で努力してきたつもりではございますが、至らぬ点多々ありまして、議員の皆様方の御指導、御援助がなければ到底この任を果たすことができなかつたものと思います。

議員の皆様方に心より感謝を申し上げます。また、この場をお借りしまして、教育次長はじめ、教育委員会事務局の職員に感謝の言葉を述べることをお許してください。海田町教育委員会事務局職員の職務に対する誠実さ、責任感の強さはすばらしいものがございます。私は職員の前向きな姿勢に助けられて日々仕事に取り組むことができました。ありがとうございました。心から感謝をいたします。

さて、海田町は引き続き、西田町長様、桑原議長様のリーダーシップの下、町民にとって暮らしやすい豊かな町、子どもたちが伸び伸びと育つ町、そのように今後一層成熟していくものと私は確信をしております。

結びに、議員の皆様方のこれまでの御支援に重ねて感謝を申し上げますとともに、御参会の皆様方のますますの御健勝と御活躍、更には海田町の今後の御発展を御祈念申し上げます。御挨拶といたします。

2年間、本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（桑原）以上で、教育長の退任の挨拶を終わります。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。平成30年第1回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げます。誠にめでとうございます。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚くお礼申し上げます。専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法令案が提出されております。この

法令案が成立しますと、課税事務上、必要でございますので、関係条例を専決処分させていただきます。予定としております。

3月6日からの開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には本会議及び予算委員会で慎重かつ熱心にご審議いただきありがとうございました。審議の過程におきましては、皆様から賜りました御意見や御要望は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますように、お願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。本定例会は平成30年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でした。

去る3月6日から本日まで慎重に御審議いただきまして、全議案が妥当な結論を得たことは本町のために誠に喜びに堪えないところでございます。また、執行部におかれましては、常に紳士的な態度を持って誠意を尽くして説明をされ、衷心より深くお礼を申し上げたいと思います。

審議の経過において、各議員から述べられました意見や要望が十分に反映されますように、特段の配慮を払われ、より効果的な執行を行われますようお願いを申し上げます。

以上で、本日の議会を閉じます。これにて、平成30年度第1回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でございました。

午前10時17分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 5 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員